

島田市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領

(雑誌スポンサー制度を実施する目的)

第1条 この制度は、島田市立図書館（以下「市立図書館」という。）が民間企業等から提供を受ける雑誌に当該企業等に関する情報を掲示することで、雑誌資料の充実を図ることを目的とする。

(雑誌スポンサーの広告等の掲示)

第2条 この制度では、雑誌スポンサーから提供された雑誌を市立図書館の雑誌コーナーに配架するに当たり、最新号の雑誌カバーの表面及び雑誌架の扉に提供者の名称と提供された旨を掲示し、雑誌カバーの裏面及び雑誌架の扉に提供者が発信したい情報（以下「広告」という。）を掲示する。また、これ以外の広告の提供があった場合は、島田市立図書館雑誌スポンサー制度広告掲載基準に則り適正と認められたものについて置くことができる。

2 貸出しが可能であり、かつ、雑誌スポンサーから提供された雑誌の保護フィルムに提供者の名称と提供された旨を表示する。

(雑誌スポンサーの対象者)

第3条 島田市立図書館雑誌スポンサー制度要綱（以下「要綱」という。）第3条第2項各号に該当するものは雑誌スポンサーの対象としない。また、雑誌の提供期間中に、これに該当するに至った場合も同様とする。

(提供雑誌及び提供先図書館の選定)

第4条 スポンサーは、市立図書館と協議のうえ、提供する雑誌及び提供先市立図書館を別表から選定するものとする。

(広告等の規格)

第5条 雑誌カバーの表面へ掲示する名称等の表示ラベルの規格は、次のとおりとする。

表示ラベルの大きさ 縦4cm、横13cm以内

表示ラベルの色 地色は桃色、文字は黒

貼付位置 雑誌カバー表面の中央下部

2 雑誌カバーの裏面の広告は、雑誌スポンサーの作成による片面広告で、大きさはA4判以下とする。なお、掲示した広告の内容は、四半期ごとに変更することができる。

3 貸し出し可能かつ雑誌スポンサーから提供された雑誌の保護フィルムに提供者の名称と提供された旨を表示するラベルの規格は、次のとおりとする。

表示ラベルの大きさ 縦 3 c m 以内、横 4 c m 以内

表示ラベルの色 地色は桃色、文字は黒

貼付位置 ①表紙や裏面に限りなく、なるべくデザインの価値を損なわないような位置に貼付する。

②保護フィルムの上に貼付する。

4 雑誌の配架位置は、市立図書館が決定する。

(広告等の掲示期間)

第 6 条 広告等の掲示期間は、雑誌の提供期間と同様とする。

(申込みの受付)

第 7 条 雑誌スポンサーの申込みは、随時とする。

(申込みの方法)

第 8 条 雑誌スポンサーになるための申込みを行なう者は、要綱第 4 条第 1 項に規定する市立図書館雑誌スポンサー申込書に必要事項を記入の上、掲示する広告を添付し、提供先の市立図書館へ持参または郵送で提出するものとする。

2 同一の雑誌について申込みが重複した場合は、申込み時期の早いものを優先する。

(雑誌スポンサー及び広告内容の審査)

第 9 条 雑誌スポンサーの申込みがあった場合は、要綱第 3 条及び第 6 条に規定する要件について、島田市立図書館雑誌スポンサー審査委員会において審査する。

(審査結果の通知)

第 10 条 雑誌スポンサーに決定した場合は、要綱第 4 条第 2 項の市立図書館雑誌スポンサー決定通知書(様式第 2 号)により通知する。

(雑誌の納入方法)

第 11 条 市立図書館に提供する雑誌は、雑誌スポンサーが指定する書店等が市立図書館へ納入するものとする。

2 前項の書店等は、雑誌の発売日の午前中に市立図書館に納入することが可能な書店等とする。

(雑誌購入代金の支払方法)

第12条 市立図書館に提供する雑誌の購入費用は、雑誌スポンサーの全額負担とし、雑誌スポンサーが書店等に直接支払うものとする。

(提供雑誌の変更)

第13条 雑誌スポンサーは、次の各号のいずれかに該当する場合において、市立図書館と協議の上、市立図書館雑誌スポンサー変更届出書(様式第1号)を提出し、提供する雑誌を変更することができる。

(1) 雑誌が廃刊または休刊となったとき

(2) 提供する雑誌を変更しようとするとき。ただし、この場合は、届出書の提出から3月を経過後に変更するものとする。

(3) その他やむを得ない事情が生じ、雑誌の提供が困難となったとき

(所有権)

第14条 市立図書館が提供を受けた雑誌の所有権は島田市に帰属するものとする。

(制度の休止)

第15条 災害等はやむを得ない事情により、雑誌の配架が困難になったときは、本制度は一時休止する。

(その他)

第16条 この要領に定めのない事項は、市立図書館と雑誌スポンサーにおいて協議して定めることとする。

附 則

この要領は、平成25年12月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。